

■ 暴力団員等

■ 役員に暴力団員等がいる法人

■ 暴力団員等から

資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。

(民事執行法 71条5号)

入札の際、入札書ごとに
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です（追完不可）。

※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し

（宅地建物取引業者の場合）

※ 有効期限内のものを提出してください。

※ この写しを提出する場合でも、陳述書・住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 29 日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 三 倉 摩 依

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 19 日から 令和 8 年 2 月 26 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 26 日 午前 9 時 50 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



513

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,160,000 2,528,000	一括	632,000	75,459	0
1	1,190,000				
2	570,000				
3	1,400,000				



物 件 目 録

1 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 60番3
 地 目 宅地
 地 積 312.77平方メートル

(現況)

地 積 約242平方メートル

2 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 63番3
 地 目 宅地
 地 積 148.43平方メートル

(現況)

地 積 約115平方メートル

3 所 在 奈良県御所市大字富田60番地3、63番地3

家屋 番号 60番3

種 類 事務所・倉庫

構 造 木造スレートぶき平家建

床 面 積 82.01平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建



物 件 目 録

床 面 積 53.43平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月 5日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 三 倉 摩 依

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物件目録

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 所 在 | 奈良県御所市大字富田 |
| | 地 番 | 6 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 1 2. 7 7 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 積 | 約 2 4 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奈良県御所市大字富田 |
| | 地 番 | 6 3 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 8. 4 3 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 積 | 約 1 1 5 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 奈良県御所市大字富田 6 0 番地 3、6 3 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 6 0 番 3 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 8 2. 0 1 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |



物 件 目 録

床 面 積 53.43平方メートル



令和 7年(ケ)第 32号
令和 7年10月16日受理
令和 7年 11月 11日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所葛城支部

執行官 上田 浩正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 60番3
 地 目 宅地
 地 積 312.77平方メートル

- 2 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 63番3
 地 目 宅地
 地 積 148.43平方メートル

- 3 所 在 奈良県御所市大字富田60番地3、63番地3
 家屋 番号 60番3
 種 類 事務所・倉庫
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 82.01平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 53.43平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	御所市大字富田60番地3		
土地	物件1・2		
現況地目	☒ 宅地(物件1・2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 車庫付き倉庫 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

(1) 表札の表示

元使用者会社名の表札表示及び看板表示が見受けられる。

(2) 郵便受けの表示

郵便受けが見当たらない。

2 目的土地の状況

(1) 目的土地（物件１・２）は一体となって目的建物の敷地として利用されており、互いの土地の境界は明らかではなく、隣接地との境界も明らかではない。

(2) 目的土地（物件１・２）は、いずれも地積測量図上、残地であることから、両土地の正確な位置・範囲の確定には専門家による測量を必要とするが、一体としての目的土地を概測したところ、その形状は、おおむね別紙土地建物位置関係図に記載のとおりであり、両土地の合算地積は登記記録上の合算地積よりかなり小さいと思料される。

(3) 高田土木事務所担当課職員から聴取したところによれば、一体としての目的土地の北側及び東側道路は、いずれも建築基準法上の道路である。道路についての詳細は評価人作成の評価書を参照されたい。

3 目的建物の状況

(1) 目的建物の形状は建物図面とほぼ一致した。

(2) 目的建物は現に倉庫等として使用されており、その内部の状況は別紙添付写真のとおりである。

(3) 主である建物の外壁サイディングのシーリングに欠損箇所が散見される。

(4) 主である建物の天井や内壁に亀裂が散見される。

(5) 主である建物の倉庫部分の天井（屋根裏）に雨漏りの痕跡が見受けられる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 目的建物は、私が営む農業用の倉庫等として使用しています。かつての一時期、目的建物は表札や看板に表示のある会社に賃貸していたことがあり、表示は当時のままになっています。 2 主である建物の事務所部分は、今は事務所としては使用していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

目的物件の占有関係

所有者の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が倉庫等として使用、占有しているものと認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月17日 10:10-10:30	御所市役所	課税資料等調査
7年10月17日 10:45-11:05	物件所在地 所有者住所地	物件及び占有確認 所有者宛照会書投入
7年10月17日 11:25-11:50	高田土木事務所	道路等調査
7年10月17日 13:10-13:40	奈良地方法務局 葛城支局	公図等調査
7年10月20日 12:20-12:25	当庁	所有者と通話
7年10月28日 9:35-10:20	物件所在地	立入調査、評価人帯同 (所有者と面談)
年 月 日 : : :		

(特記事項)

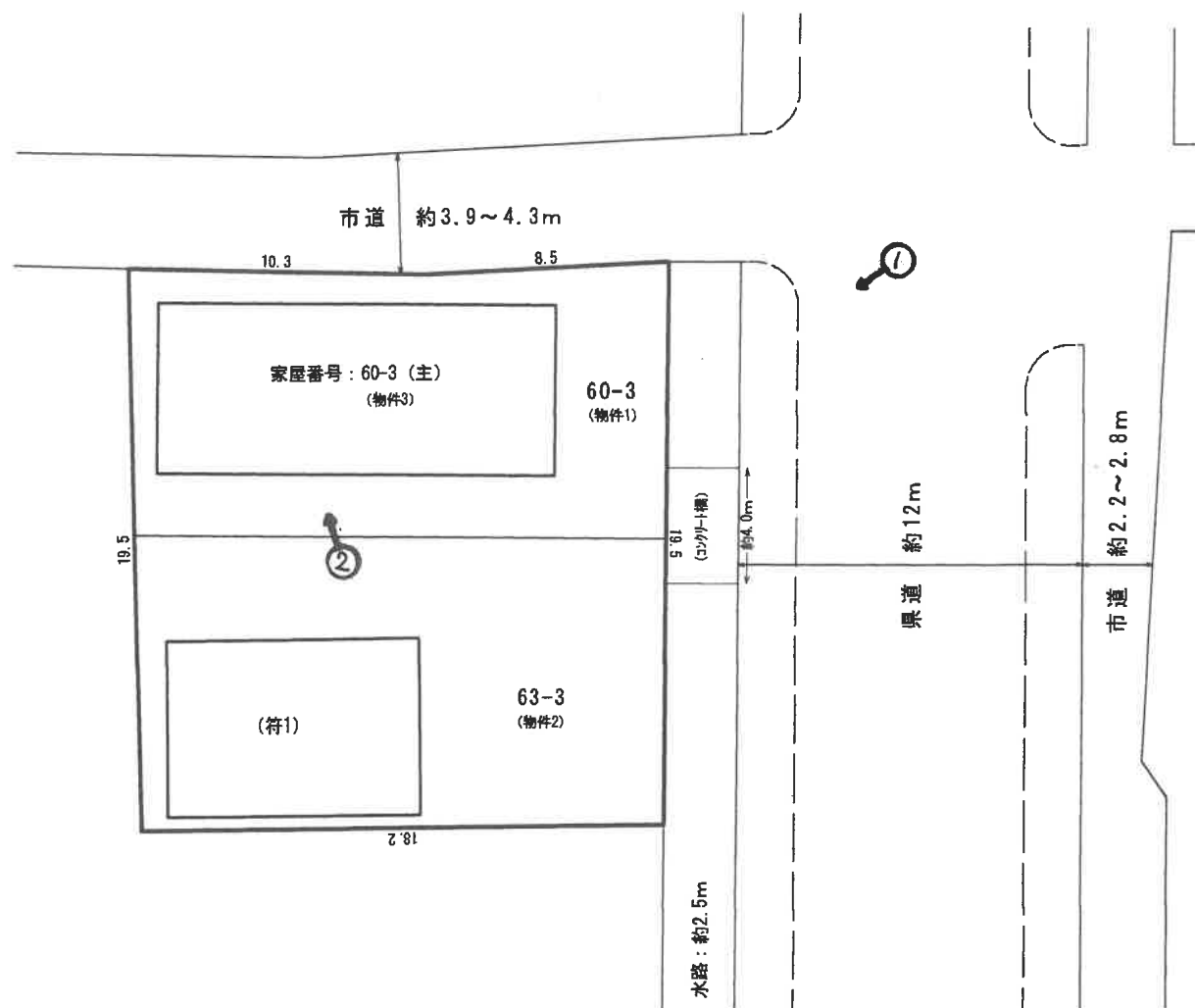
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

土地建物位置関係図

所在 御所市大字富田60-3, 63-3



(←○写真撮影場所・方向)

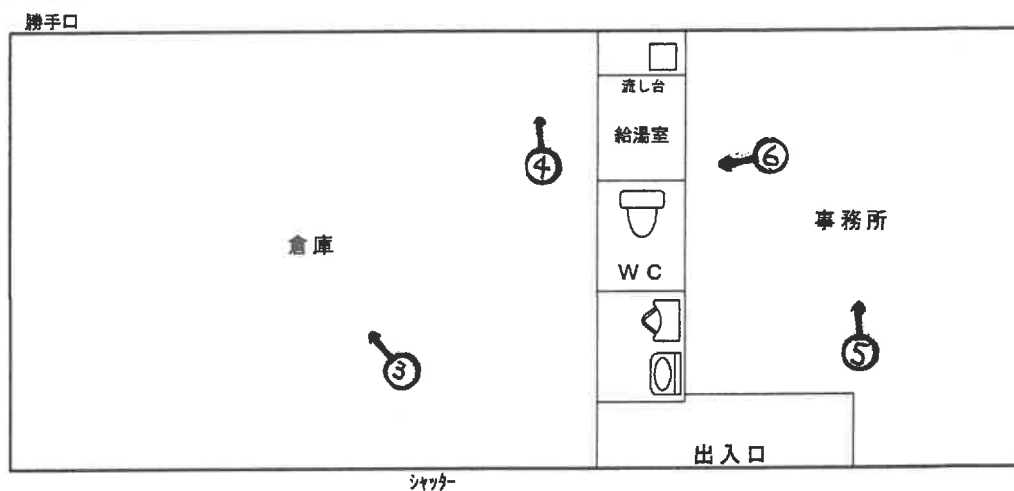


※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

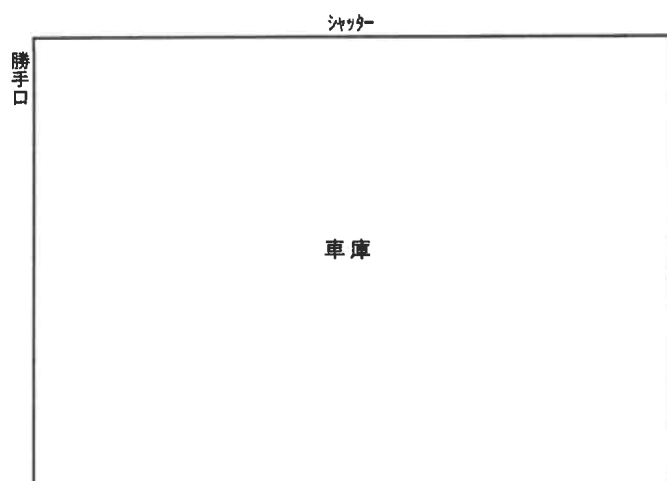
間 取 図

家屋番号：60-3

主である建物



附属建物 符号1



(←○写真撮影場所・方向)



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

(8 枚目)

目的建物
(主である建物)

(附属建物)符号1



①

シーリング欠損



②



③

(9 枚目)

雨漏りの痕跡



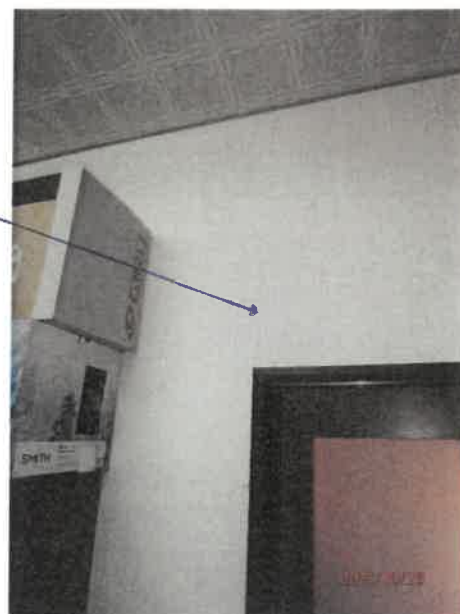
④

天井の亀裂



⑤

内壁の亀裂



⑥

(10枚目)

令和7年(ケ)第32号

令和7年10月28日 現地調査

令和7年11月26日 評 価

奈良地方裁判所 葛城支部 御中

評 価 書

(土地・建物用)

評価人 不動産鑑定士

栗 山 恒

第1 評価額

一括価格	
金3,160,000円	
内訳価格	
物件1	金1,190,000円
物件2	金570,000円
物件3	金1,400,000円

1. 一括価格は、物件1から物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1及び物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所在等	登 記	現 況
1, 2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	特記事項欄に記載のとおり
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	同左
特記事項			
① 管轄法務局において目的土地を残地として表示された地積測量図が存するが、目的土地そのものを計測した図面はない。目的土地と隣接地との境界及び目的土地相互間の境界が不明である。現地にて目的土地の推定の範囲を計測したところ、その形状、辺長等は土地建物位置関係図のとおりとなり、現況の面積は約357㎡と概測された。ただし、計測は、巻尺等を利用した簡易な方法によるものであるから、正確な数量、境界等を把握するためには、隣接地所有者の立ち会いのもと、専門家による測量を要する。なお、評価に際しては、現況概測面積（約357㎡）を採用することとした。 ② 主である建物の事務所部分は、倉庫等として使用されていた。			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位置・交通	JR和歌山線「玉手」駅の南方約1.4km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	農地の中に住宅が見られる地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等による個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% なし 都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況	「第3 目的物件」に記載のとおり。 土地建物位置関係図のとおり（巻尺を用いた概測により確認）。 概ね整形 東側道路との間に水路が介在する。北側道路と等高に接面する。
接面道路の状況	東側：幅員約 12m 県道（建築基準法42条1項1号道路） 北側：幅員約 3.9～4.3m 市道（建築基準法42条2項道路）	
土地の利用状況等	土地利用状況 隣地の状況	事務所・倉庫及び車庫の敷地 住宅、農地
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり なし なし
土壌汚染等	閉鎖登記簿謄本によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できない。昭和58年発行の住宅地図によると目的土地付近に田の表示が認められる。目的物件及びその周辺においては、土壌汚染対策法上の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定並びに水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出はない。土壌汚染の有無及びその程度は不明であり、専門機関による詳細な調査を行わなければ確定できない。	
特記事項	① 都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域に所在しており、一定の開発行為が認められている。詳細については、管轄官庁にて確認を要する。 ② 東側県道との間の水路上にコンクリート製の通路橋（幅約4.0m・奥行約2.5m）が設置されていた。高田土木事務所にて聴取したところ、当該水路の占用に係る許可の取得が必要であるが、当該手続きが行われていないとのことであった。 ③ 汚水は汲取り式により処理されている。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期、 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成4年10月日不詳新築 約 33 年 約 0 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 スレートぶき 吹付材等 クロス等 クロス、野地板あらわし等 樹脂系塗床、クッションフロア等 特記すべき設備はない。 特になし
床面積(現況)	「第3 目的物件」に記載のとおり。	
現況用途等	現況用途 間 取 り	倉庫（事務所部分も倉庫等として使用されていた。） 事務所、倉庫
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者が上記の用途として使用している。	
特記事項	① 附属建物の仕様等は次のとおり。 ・附属建物符号1 - 建築年月日：平成4年10月日不詳新築（登記記載） - 構造：木造、屋根：亜鉛メッキ鋼板ぶき、外壁：鋼板等 - 内壁：鋼板あらわし等、天井：鋼板あらわし等 - 床：土間コンクリート等 ② 主である建物の天井及び内壁のクロスに亀裂が生じていた。主である建物の倉庫部分の天井に雨漏りの跡が認められた。主である建物の外壁サイディングのシーリングに欠損箇所が認められた。 ③ ②に記載のほか、建物の損傷及び劣化の状態は概ね経年相応程度と史料する。 ④ 建物にアスベスト等の有害物質が使用されているか否かは不明である。 ⑤ 建物の耐震性については、目視した範囲ではその程度を判定することは困難である。なお、建築基準法の新耐震基準は昭和56年（1981年）6月1日施行されている。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	22,400	1.02	242	0.75	4,147,000
2	22,400	1.02	115	0.75	1,971,000
計			357		6,118,000

ア. 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 御所－8

価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$$21,300 \times 98 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 93 \div 22,400$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 標準的 1.00

◇ 地 域 格 差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 99 \times 100 / 99 \times 100 / 100 \times 100 / 95 \div 100 / 93$

イ. 個別格差 : 画地条件 1.02 (角地1.02)

ウ. 地積 : 全体概測面積を各物件の公簿面積の割合に応じて按分することにより、各物件の概測面積を算定した。

$$\text{物件1} : 357\text{㎡} \times 312.77\text{㎡} / (312.77\text{㎡} + 148.43\text{㎡}) \div 242\text{㎡}$$

$$\text{物件2} : 357\text{㎡} \times 148.43\text{㎡} / (312.77\text{㎡} + 148.43\text{㎡}) \div 115\text{㎡}$$

エ. 建付減価補正率 : 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3・主である建物	110,000	82.01	0.04	361,000
3・附属建物符号1	50,000	53.43	0.04	107,000

計 468,000

ウ. 現価率

経過年数33年、経済的残存耐用年数0年、経済的全耐用年数25年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 25 \text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.30) \div 0.04$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (千円未満四捨五入) ア×イ (円)
1	4,147,000	0.40	法定地上権	1,659,000
2	1,971,000	0.40	法定地上権	788,000
計				2,447,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五 入、最低額1万円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	4,147,000	－ 1,659,000	1.00	0.80	0.60	1,190,000
2	1,971,000	－ 788,000	1.00	0.80	0.60	570,000
3	468,000	＋ 2,447,000	1.00	0.80	0.60	1,400,000
一括価格 (合計)						3,160,000

ウ. 占有減価修正

占有減価修正の必要はないと判断した。

エ. 市場性修正

市街化調整区域に立地していること、建物の用途の特殊性等を考慮した。

オ. 競売市場修正

第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示標準価格

標準地番号 : 御所－8
所在・地番 : 御所市大字室1 2 4 0番外
価 格 : 21,300円/㎡
位 置 : JR和歌山線「御所」駅 3.2km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 799㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 北6.5m市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域（建ぺい率70%、容積率400%）
地 域 の 概 要 : 農家住宅の中に神社等が見られる住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 4,566,442円（課税地積：312.77㎡）
物件2 : 2,167,078円（課税地積：148.43㎡）
物件3 : 470,478円（事務所）
206,133円（倉庫（その他））

第7 附属資料

1. 位置図
2. 付近見取図
3. 公図写し
4. 地積測量図写し
5. 建物図面写し
6. 土地建物位置関係図
7. 間取図

以 上

物 件 目 録

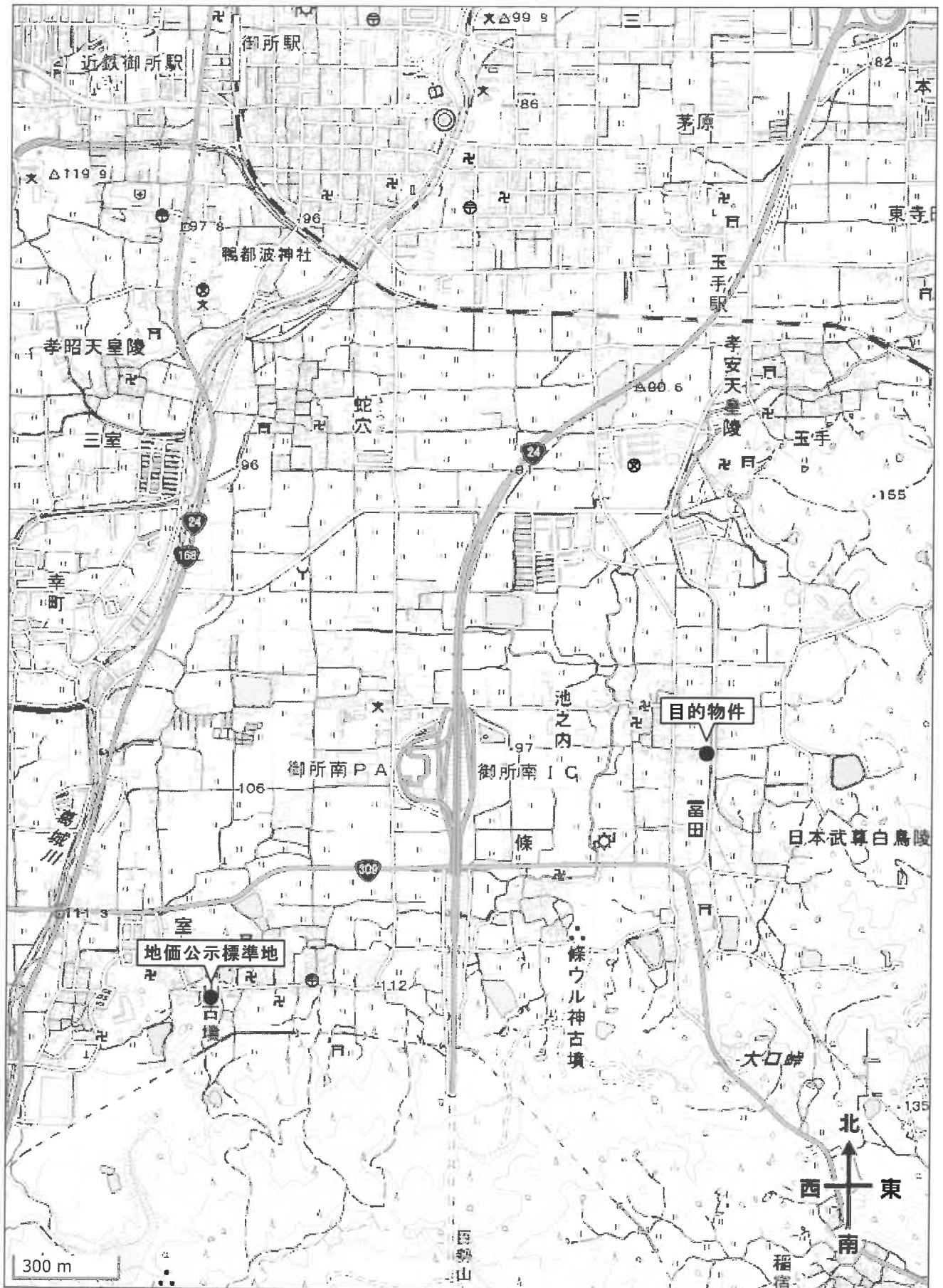
- 1 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 60 番 3
 地 目 宅地
 地 積 312.77 平方メートル

- 2 所 在 奈良県御所市大字富田
 地 番 63 番 3
 地 目 宅地
 地 積 148.43 平方メートル

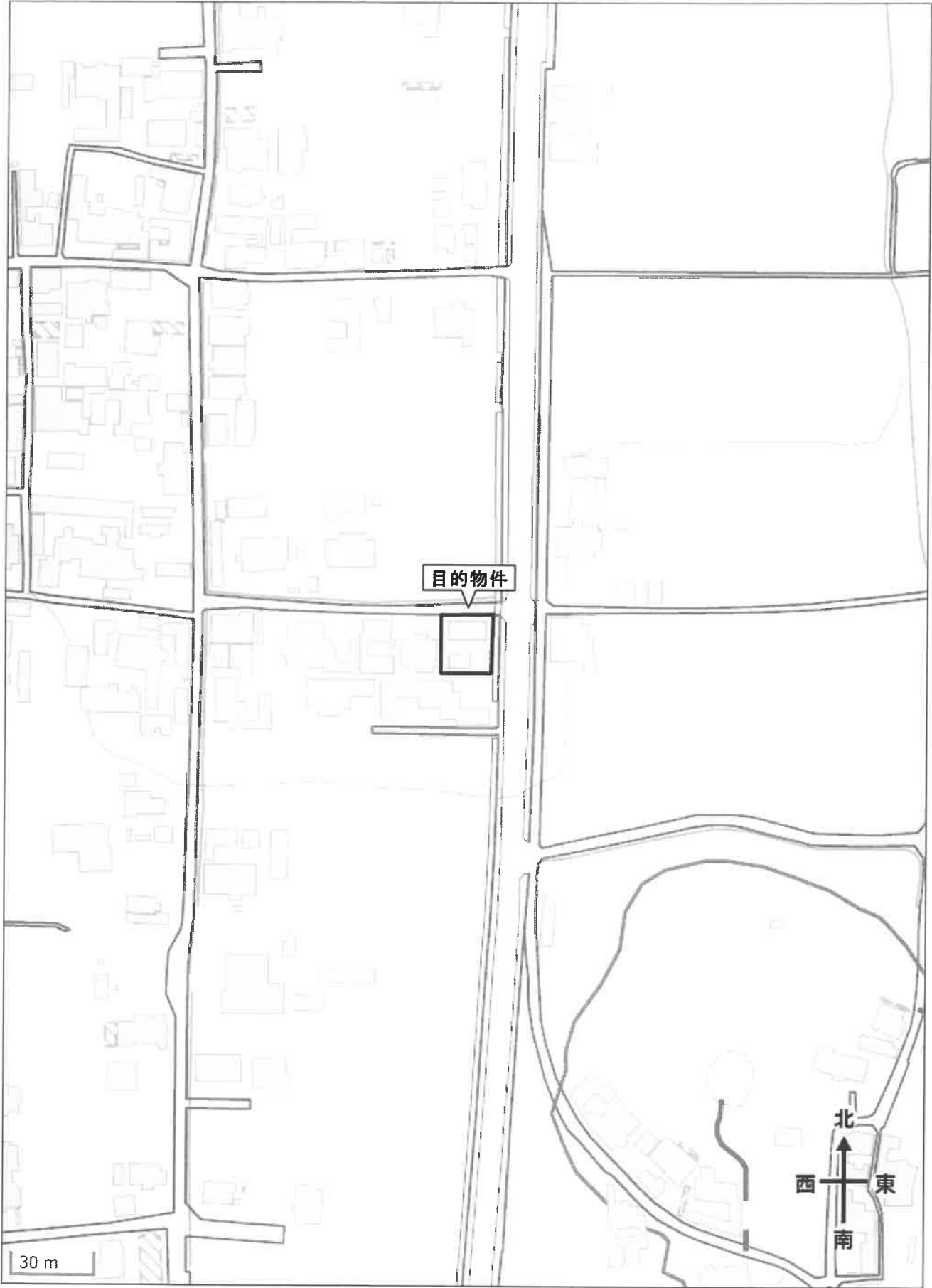
- 3 所 在 奈良県御所市大字富田 60 番地 3、63 番地 3
 家屋 番号 60 番 3
 種 類 事務所・倉庫
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 82.01 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 53.43 平方メートル



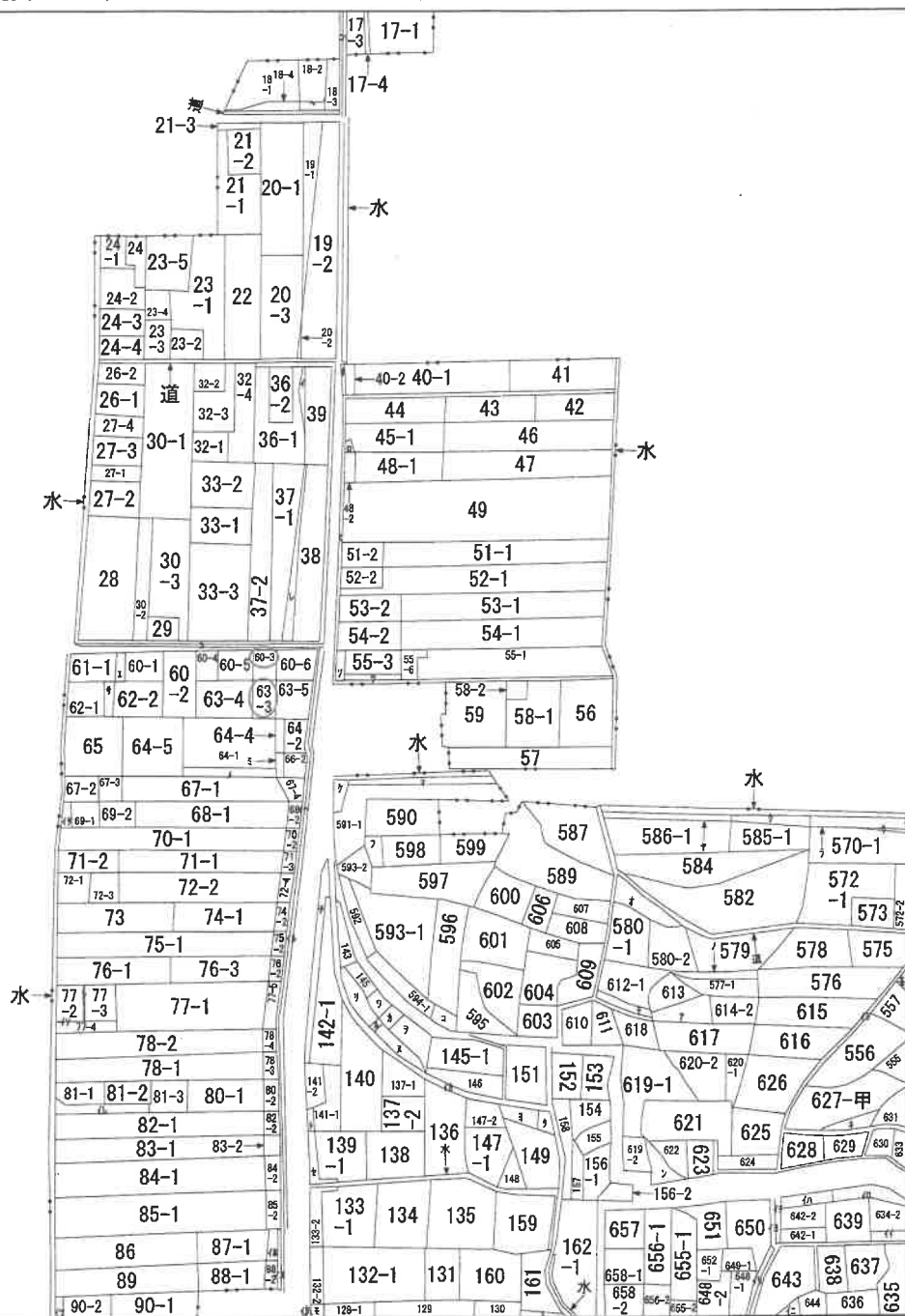
地理院地図
GSI Maps



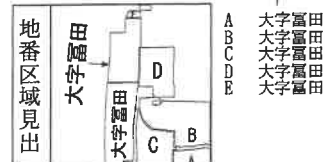
地理院地図
GSI Maps



イ 36-3
ロ 45-2
ハ 水道
ヘ 道 18-5
ト 141-3
チ 142-2
リ 144-1
ヌ 144-2
ル 144-3
つつく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 奈良県御所市大字富田				地 番 60番3			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系又は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月23日
奈良地方方法務局葛城支局

請求番号：6-1
(1/2)

登記官

公用

ヲ 145-2
ワ 145-3
カ 145-4
コ 150-1
タ 150-2
レ 37-3
ソ 55-2
ツ 55-5
ネ 559-1
ナ 564
ラ 569-1
ム 569-4
ウ 570-4
ノ 577-2
オ 581
ク 585-2
ヤ 586-2
マ 591-2
ケ 591-3
フ 593-3
コ 594-2
エ 61-2
テ 612-2
ア 614-1
チ 62-3
キ 627-乙
ユ 道
メ 64-6
ミ 66-4
シ 77-6
ヒ 道
モ 128-2
セ 139-2
ス 164-2
ン 619-3
イ 634-1
ロ 640
ハ 641
ニ 645
ホ 87-2
ヘ 道
ニ 道
付 水
付 水
保 道
保 道
伊 道
伊 道
伊 道
伊 道
伊 道
伊 69-3
ル 81-4
イ 77-7
イ 90-4

登記年月日：昭和60年4月25日

公用

076975

土地積測量図

60-6 -3

地番

御中市大字富田字鎌田

土地の所在

60.4.25

求積計算 三角

60-6(B)

(1) $12.55 \times 5.62 = 70.5310$

(2) $14.02 \times 1.93 = 27.0586$

(3) $15.41 \times 1.79 = 27.5839$

(4) $15.96 \times 2.70 = 43.0920$

(5) $15.96 \times 5.78 = 92.2488$

計 260.5143

$\frac{1}{2}$ 130.25715

地積 130.25715

60-3(A)

443.03625 - 130.25715 = 312.7791

地積 312.7791



境界	境界線の種類
①	プラスチック杭
②	同 上
③	同 上

作製者

申請人

1/500

地積測量図写し
A3をA4に縮小

昭和60年四月二十五日

昭和60年4月23日作製

請求番号：6-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月23日

奈良地方支庁葛城支局

登記官

登記年月日：昭和60年4月25日

076979

土地積測量図

地番 63-5 -3

土地の所在 徳川市大字厚田字隣田

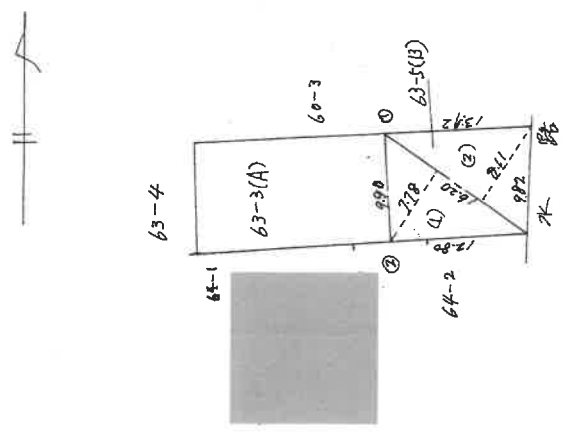
60.4.25

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月23日 奈良地方裁量官署支局

面積計算 5分科

63-5(B)
① $16.20 \times 8.11 = 131.820$
② $16.20 \times 7.78 = 126.0360$
 $\frac{1}{2}$ $\frac{257.4180}{128.7090}$
地積 $128m^2$

63-3(A)
 $277.1395 - 128.7090 = 148.4305$
地積 $148m^2$



境界	境界線の種類
①	7022477杭
②	同 上

作製者	和60年4月23日作製
申請人	
縮尺	$\frac{1}{500}$

昭和六〇年四月二十五日

登記年月日：平成18年5月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月23日 奈良地方支庁局葛城支局

登記官

請求番号：6-7

287968 各階平面図 建物図面 各階平面図

家屋番号	60-3
建物の所在	御所市大字葛田60番地3・63番地3

主建物

5.93

13.83

5.93

13.83

求積表

$5.93 \times 13.83 = 82.0119$

床面積 82.01 m²

付1号

6.10

8.76

6.10

8.76

求積表

$6.10 \times 8.76 = 53.4360$

床面積 53.43 m²

道路

63-4

60-5

60-3

60-6

63-5

64-4

64-1

63-3

1

主

平成18年5月2日 登記

(目録簿12)

(底層紙)

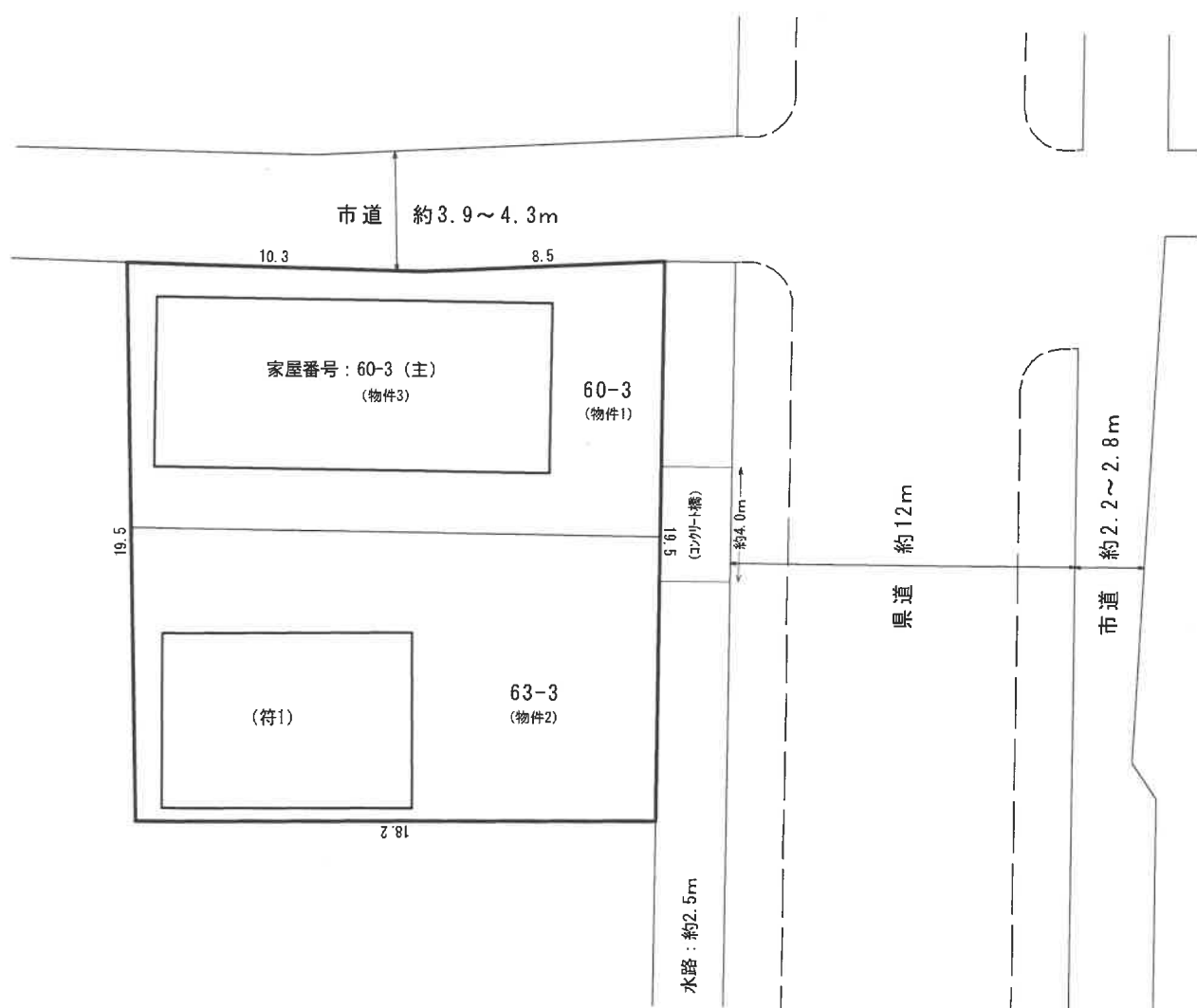
作製者	4月25日(作製)	縮尺	1/250
-----	-----------	----	-------

申請人	縮尺	1/250
-----	----	-------

建物図面写し
A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

所在 御所市大字富田60-3, 63-3

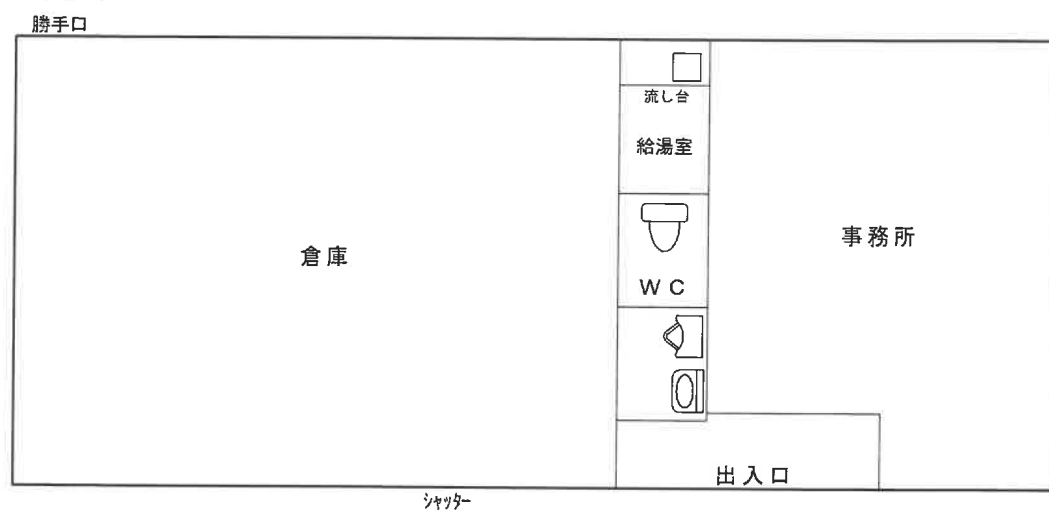


※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

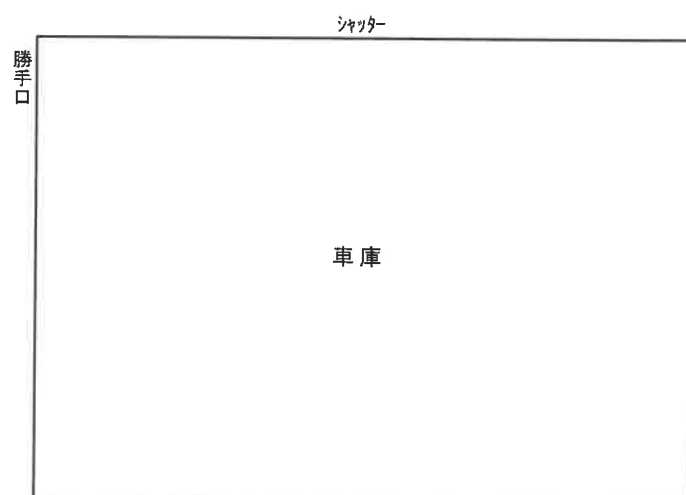
間 取 図

家屋番号：60-3

主である建物



附属建物 符号1



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。